

京都市告示第92号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、財団法人京都市休日急病診療所を京都市公金収納受託者とし、京都市休日急病診療所の手数料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)